



子宮・乳がん検診申込受付のお知らせ

今回の申込受付は、4・5月分のみとさせていただきます。
6月以降の子宮・乳がん検診の受付は次回広報等でお知らせいたします。

- ・申込受付は3月3日(月)午前8時30分から電話又は各地区の保健センター窓口で受付します。
- ・申込は、ご本人又はご家族分のみとさせていただきます。
- ・年齢の基準日は、平成21年3月31日現在となります。

【友部地区】 お問合せ・申込先
友部保健センター 0296 - 77 - 9145

検診日	受付時間・会場
4月25日(金)	午後0時30分 ~ 1時 友部保健センター
4月26日(土)	
6月1日(日)	
6月2日(月)	
7月25日(金)	
7月26日(土)	
10月1日(水)	
10月2日(木)	
11月11日(火)	
11月12日(水)	

【笠間地区】 お問合せ・申込先
笠間保健センター 0296 - 72 - 7711

検診日	受付時間・会場
4月17日(木)	午後0時30分 ~ 1時 笠間保健センター
4月18日(金)	
4月19日(土)	
5月8日(木)	
5月9日(金)	
10月24日(金)	
10月25日(土)	
11月7日(金)	

【岩間地区】 お問合せ・申込先
岩間保健センター 0299 - 45 - 7888

検診日	受付時間・会場
4月21日(月)	午後0時30分 ~ 1時 岩間保健センター
4月23日(水)	
5月31日(土)	
7月28日(月)	
10月6日(月)	



検診対象/料金

子宮がん検診
20歳以上 / 500円

乳がん検診
・超音波 30歳 / 56歳 / 1,000円
・マンモグラフィ(2年に1回)
一方 50歳以上 / 500円
一方 40歳 / 1,000円
定員になり次第締切り。

お知らせ

平成20年4月から、「**高齢者の医療に関する法律**」に基づき、各医療保険者(健康保険組合・政管健保・市町村国保・国保組合・共済組合)が、各医療保険に加入している40歳から74歳までの被保険者及び被扶養者を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施することが義務化されました。

例えば

・40歳から74歳までの方の場合

国民健康保険にご加入の方

笠間市国民健康保険が実施します。今までとほぼ同じ受け方です。

国民健康保険以外に加入している方(社保など)

加入している医療保険者からの案内に従って受診します。但し、がん検診については往來どおりです。

・75歳以上の方の場合

高齢者医療確保法に基づいて後期高齢者医療広域連合が実施します。今までとほぼ同じ受け方です。

・19歳から39歳までの方の場合

今までどおり市の健診が受けられます。

来年度の健診に関する実施内容・時期など詳しくは、順次お知らせします。

「笠間に残る村絵図展 其の貳」を開催

生涯学習課では、市史研究事業で収集した江戸時代から明治時代初期の絵図や地図を展示します。当時の村の様子がよくわかりますので、ぜひ、ご覧ください。

期間 4月30日(水)まで(図書館休館日を除く)

会場 笠間図書館1階 エントランスホール内展示スペース

内容 上加賀田村、来栖村、飯合村、関戸村、本戸村、手越村、笠間町及び周辺村々の地図

問 生涯学習課 文化振興グループ(内72231)

パブリック・コメントを実施中

市民と行政の連携・協働により、住み慣れた地域でお互いに助け合って生活できる地域福祉の推進を図るために『笠間市地域福祉計画』の策定を進めています。つきましては、この計画に対する皆様のご意見・情報を募集します。

案件名 「笠間市地域福祉計画(案)」

実施期間 2月19日(火)まで

閲覧方法 笠間市ホームページ又は市役所本所・各支所、各公民館・図書館に備え付けの計画(案)をご覧ください。

問 社会福祉課(内156)

「第16回 茨城県歯科医学会 公開講座」

日時 3月16日(日) **参加無料**

会場 水戸プラザホテル(水戸市千波町)

内容 :シンポジウム「歯周病治療から全身健康へ」

時間:午前10時~午後0時30分

会場:ガーデンルーム WEST

:「歯科医の提案する五感を育てる食育」

「口の中からみえてくるもの~見直してみよう食生活の常識」

「味覚を育てる」

時間:午前10時~午後0時30分

午後1時~3時45分

会場:ガーデンルーム EAST

定員 100人(定員になり次第締め切り)

申込方法 2月20日(水)から電話で受付開始。

申・問 茨城県歯科医師会 029-252-2561

「日本補てつ歯科学会 市民フォーラム」

日時 3月16日(日) 午後1時30分~2時30分

会場 茨城県総合福祉会館(水戸市千波町)

内容 「お口の機能から介護予防を考える」

参加費 無料(事前申込不要)

問 茨城県歯科医師会 029-252-2561

ルールとマナーを守って犬を飼いましょう

「飼い主マナーを守りましょう」

糞の後始末は飼い主の責任です。犬の糞の放置は、周囲に不快感を与え、衛生的にも問題です。散歩のときには、ビニール袋など携帯し、糞を回収しましょう。

「登録と予防注射を忘れずに」

狂犬病予防法に基づき、生後91日以上の犬を飼い始めた場合は、取得した日から30日以内に市に登録し、年1回狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

「社会に迷惑をかけないように」

世の中には動物が嫌いな人、苦手な人もたくさんいます。そのような人にも理解が得られるような飼い方を心がけましょう。犬のしつけは飼い主の責任。社会に適応した飼い方をするためには、きちんとしたしつけを子犬の頃から身に付けさせる事が大切です。

